

誰もが気軽にスポーツに親しめるような、地域スポーツの場づくりはどのように進めていけばよいか、その課題や疑問にアプローチすることを目的に、有識者の方々と全4回のセミナーを開催しました。当日の内容の一部を抜粋して紹介します。

町田 誠氏 (横浜市立大学 大学院 客員教授)

公園をはじめとした公共空間をどう「使い倒すか」、具体的な事例とともにお話しいただきました

元国土交通省都市局公園緑地・景観課長、一般財団法人公園財団常務理事。公園の民間開放とも言える Park-PFI を創設。内閣府 PPP/PFI 学識専門家、国土交通省 PPP サポーター。



「公共空間の積極活用とまちづくり」

1. 「まちづくり」とは

みんなで地域やエリアを継続的に良くしていくという活動。公園の中のスポーツ施設等、スポーツの場が多く存在するが、休日に使用されていない運動場も散見され、管理者はもっと使うことを考えていく必要がある。また、スポーツを目的ではなく手段と捉え、都市生活者が豊かになるために、スポーツをどのように活用できるかという視点が重要である。

2. 公共空間・公共施設の積極活用の流れ

道路、河川、公園等、公共空間・公共施設の積極活用が進みつつある。特に公園においては、園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うことを条件に、都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公営対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き

「Park-PFI」の制度が整備され、活用されている。この制度を活用した例として、岐阜県各務原市の「KAKAMIGA HARA PARK BRIDGE」等が挙げられる。地元産の木をふんだんに使った建物で、子供の遊び場をつくることも、カフェ等も併設する等、民間の知見を活用し、賑わいを創出している。全ての公共施設はまちづくりのツール・手段として考えることが重要である。



3. スポーツ施設運営のあり方

スポーツ施設は日常的に使われ、地域に役立っている(予約・利用受付、施設の清掃・維持補修にとどまっていけない)を見つめおし、地域生活を豊かにする地域経済的思想の運営管理が必要である。

スポーツの場づくりを推進するために
✓「スポーツ政策担当者のマインドチェンジ」
✓「総合的まちづくり行政部局との連携調整」は必須である。

長谷川 将平氏 (長永スポーツ工業株式会社 専務取締役)

「遊び」に一定のルールを持たせれば「スポーツ」になる。公共空間でできるスポーツについてお話しいただきました

ゼネコンで道路・空港滑走路等の施工に携わった後、長永スポーツ工業(株)に入社しスポーツ施設整備に携わる。施設整備以外にスケートボード等のアーバンスポーツを担当。日本スラックライン連盟公認インストラクター。



「遊びとスポーツ～アーバンスポーツを中心として～」

1. アーバンスポーツとは

近年、遊びだったものがスポーツに変わってきた(例:綱渡→スラックライン等)。アーバンスポーツの種目は、ボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、スケートボード、3x3などを例として挙げることができるが、特に種目を限定するものではなく、都市空間を活用したスポーツのことを指す。

2. アーバンスポーツ拡大の背景

若者のオリンピック・スポーツ離れが背景にあると言われている。若者のスポーツ離れが危惧される中、従来のスポーツや体育の枠組みに縛られない遊び感覚のアクティビティとして、若者や子供を中心に広がりを見せており、多様な効用が考えられている。

3. アーバンスポーツの特色

①音楽やファッション・アート等、若者文化と融合しているものが多い
②遊び感覚から発生したアーバンスポーツは、ビジネスに抵抗がなく、民間を巻き込んだ事業展開に適していると言われている。
③子供からプロの競技者まで、皆が同じフィールド練習に取り組む等、風通しの良さがあるとされている。
→様々なものと親和性があり、スポーツまちづくりに活用できる。

4. 低未利用地の有効活用

三重伊賀市のしらす運動公園の駐車場の一部区画を活用したスケートボードパークや、群馬県の廃校を活用したクライミングウォールの設置例がある。競技用の障害物は状況に応じて設置数を増やしたり、移動させたりもできるので、低未利用地をアーバンスポーツの場として有効活用することもできる。



テーマ『公共空間の積極活用』

テーマ『民間施設の公的活用と持続的な経営』

桑田 健秀氏 (NPO 法人地域総合スポーツ倶楽部ピボットフット理事長)

民間と協働した施設活用によるスポーツ振興をどのように進めていくか、これまでの経験に基づいてお話しいただきました

一般社団法人おおたスポーツコミッション 理事長。モンテリオール五輪バスケットボール日本代表。その後、バスケットボール日本リーグ機構(JBL)常務理事。他に、(株)SCコミュニケーションズ代表取締役、バスケットボール実業団やマツト運輸女子チーム監督など。「第2期スポーツ基本計画」スポーツ審議会委員。



「民間施設の公的活用と持続的な経営」

1. 組織が目指すところ

民間が地域と協働でスポーツ振興を図る際に、組織が目指すところとして、①将来にわたる継続性、②専門家による選任体制、③明確な責任体制の3点が重要だと考えている。

2. ヤマトフォーラム 業務委託契約

商工会議所や大田区、住民からの依頼で東京都大田区にヤマト運輸株式会社(ヤマトフォーラム)を建設した。その際にピボットフットは設計段階から参画し、入札を経て運営権を委託した。企業と地域をつなぐ施設として活用されており、例えば、企業や地域イベントの開催(夏祭り等)、地元サークル団体の練習場所、地元プロバスケットボールチームのホーム練習コート等が挙げられる。また、従業員の殆どは地元羽田、稲谷在住者で運営されている。地域と一緒に作り上げ、盛り上げることが重要である。

3. 学校運動部活動地域連携・地域展開、学校施設開放モデル事業

スポーツ振興からスポーツを軸にした地域振興に移行しつつある。その取組の一環として、学校運動部活動地域連携・地域展開として、大田区の学校の部活動に指導員等を派遣したり、学校施設開放モデル事業として、学校の施設開放の調整やオンラインでの申込を実施したりしている。今後は部活動を軸にしたエリアマネジメントがより重要となり、エリア内部活動支援と学校施設開放の管理を地域総合型スポーツクラブが行ったり、学校施設開放と部活動の地域クラブ化を連動させる等、発展させていく必要がある。



三島 昌彦氏 (株式会社ティップネス ウェルネス営業部長)

民間施設の知見で、公共施設の未来と持続可能な場づくりの在り方についてお話しいただきました

開発部にて店舗開発を担当。その後、24時間ジムFASTGYM24事業部の立ち上げに参画。直営店の管理と新規出店を統括する。ウェルネス営業部の前身である地域行政健康推進部に配属され、現職、PPP-PFI 担当。ピッコロアンバサダー。



「地域スポーツを変革する鍵は公民連携」

1. 民間施設の公的活用事例

株式会社ティップネスでは、保有スペースを活用し、介護予防プログラム(体力測定会や介護予防セミナー等)や子育て支援事業(静岡産業大学との共同開発である「TIPあそび」を用いた体を動かす取組等)、学校の水泳授業の受託等を行っている。

2. 自治体と連携する意義

フィットネスクラブ出店ラッシュによる競争激化や、コロナ禍による売上減少等、環境変化によるリスクがある。自治体と連携することで、新たなビジネスの可能性(例:スポーツ人口の減少や運動能力低下等の課題解決)を発見し、事業領域を拡大することに意義がある。



3. 民間施設の公的利用に向けた課題

民間施設の公的利用を拡大させるために、①競技スポーツと運動初心者へのスポーツ提供(日本では、気晴らしや楽しみより、勝つことを重視する一面もあり、ハードルが高くなる)、②営利非営利問題(営利行為がタブー視される傾向がある)、③取得権利問題(未利用者にはアプローチすべし)、④場の開放問題(学校開放が進まない)等の課題が挙げられる。

4. 事業の持続性

課題を克服し、持続的に事業を継続していくために、①経済活動を回すこと(価格に柔軟性を持たせる、受益者負担とする等)、②長期的な事業とすること(民間人材・備品調達のため投資しやすい)、③変化していくこと(既存顧客だけでなく新規顧客にアプローチする、まだ利用できる施設が多々ある)が重要である。

「サウンディングから事業実施のポイントまで」

1. 時代背景

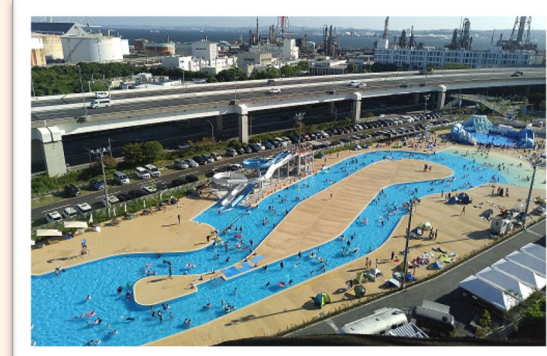
住民ニーズの多様化や人口・税収が右肩下がり現状、施設整備から活用・再編の機運の高まり等から、多くのことを少ない予算で実施する必要がある。そのため、官民が連携し、公共の得意分野(公平性・公正性)と民間の得意分野(効率的・効果的)を活かすことで良い成果が生まれる。互いを理解するために、官民の対話が重要である。

2. サウンディング(民間事業者との対話)

公民連携事業では、公共側だけでなく、採算性等のリスクを民間側も負うことになる。公募から事業実施まで円滑に行うためには、民間の意見を聞き、民間にとっても魅力のある事業スキームを構築する必要がある。サウンディングのタイミングは、①事業案作成前のアイデア検討段階と②公募要項作成前の公募条件検討段階の、2回が効果的である。その効果は、公共と民間それぞれにあり、公共側は「民間ならではの工夫と発想に富んだ提案を得られる」「庁内意思決定の説得材料となる」等、民間側は「業界の事情や状況等を伝えられる」「事業の意義を明確に理解できる」等が挙げられる。

3. PPPを推進するポイント・効果

多様なPPP手法の中から、事業毎に適切な手法を検討する必要がある。PPPを進めることで、①事業の質の向上やコスト削減、②新たな取組による庁内の活性化、③民間企業等から見たときの風通しの良さ等の効果が挙げられる。推進する上での、庁内・庁外活動のポイントとしては、窓口を明確化してPRすること(提案を受ける仕組みがあれば更に良い)、味方を増やすこと等が重要である。まずは、新たな取組に「いいね」と言える風土を醸成していくことが大切である。



石原 従道氏 (横浜市役所 都市整備局課長)

公共団体における、官民連携のためのサウンディング(対話)からPPP-PFI 事業実施のポイントまでを経験に基づいてお話しいただきました

横浜市役所で、文化体育館再整備事業及び本牧市民プール再整備事業やシェアサイクル事業をPFIで実施。2022年、国土交通省PPP サポーターに任命。国土交通省、内閣府、埼玉県のPPP研修講師、自治体のPPP相談対応などを行う。



「身近なスポーツ環境整備の勘所」

1. 官民連携の事例紹介 (BTコンセッション方式)

官民連携の中で、BTコンセッション方式が増加している。従来型PFI事業であるBT0(Build Transfer Operate)の0の部分コンセッションに置き換わったもので、愛知県新体育館整備・運営等事業でも採用された類型である。設計・建設を行う事業者と運営を行う事業者が異なると、運営事業者の意見が設計に反映しにくいことから、それを解決するためにBTコンセッション方式が生まれた。

2. 官民連携の今後の展開

多様化・ローカル化・スモール化が進むことが予想される。ローカル化の観点では、幅広い地方公共団体での普及に向けて、「ローカルPFI」の推進が図られており、その特長としては、①地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、②地域産材の活用(資材、食材等)、③地域人材の育成が挙げられる。また、スモール化の観点では、地方公共団体が

所有・取得する身近で小規模な遊休不動産について、民間の創意工夫を最大限に生かした事業運営により、官民連携で地域課題の解決やエリア価値向上につなげる取組であるスモールコンセッション方式が推進されている。

3. 身近なスポーツ環境整備の推進のために

「身近なスポーツ種目への対応(屋内・屋外)」「学校の体育館や運動場の有効活用」「クラブハウスは必須」「コンセッションのような複雑な事業手法の導入は劣後しても良い」「施設運営の民主化が必須」「利用者=運営者となる運営手法の採用」「校庭緑化や施設改修を地域課題解決型のプロジェクトとして地域住民主体の事業化」「ノウハウと志ある民間企業の参加促進」の要素を中心に、スポーツ環境整備を推進していく必要がある。

東 一洋氏 (株式会社日本総合研究所 シニアマネージャー)

官民連携によるスポーツ環境整備について、コンサルティングパートナー契約を締結している日本サッカー協会の取組を紹介しつつ、コンセッション手法等も含めてお話しいただきました

日本総研設立メンバー。一貫して官民連携プロジェクトに関わり、北九州市新スタジアムのPFIを契機に、全国のスタジアム・アリーナプロジェクトの計画・事業化支援に従事。



テーマ『官民連携による身近なスポーツ環境整備』

テーマ『誰もが安全・安心に活用できるスポーツ空間』

1. スポーツ事故の原因

熱中症や落雷事故等、スポーツの事故が起こる主な原因として①知見の共有と学習不足、②安全配慮不足、③事前の安全対策不足が挙げられる。事故を防ぐために、「リスクの洗い出し」→「リスクの分析と評価」→「リスクの対応」→「検証・フィードバック」のサイクルを回すことが重要である。

2. スポーツに関連する法的責任

主に、以下の民事責任を問われることがある。その他に過失致死や過失致傷等の刑事責任を問われることもある。
・不法行為責任
…「過失判断」が重要な争点である。事故の発生を予見し、回避する義務がある。知らなかったでは済まされないため、学習し、対策を講じることが重要である。
・使用者等の責任
…従業員だけでなく、使用者も責任を負う。使用者は、選任及び事業の監督に相当の注意をしていることが重要である。
・土地工作物責任
…土地の占有者→所有者の順に責任を負う。土地の占有者にあたる施設管理者は、施設の危険な状態を改善することはもちろん、施設が危険な状態である場合には、使用させないことも重要である。
・債務不履行
…「事故を負わせない」ことは、契約上当然の義務として含まれているため、事故を防ぐ対策は必須である。

3. スポーツ施設運営のあり方

安全配慮義務違反とならないよう、知り得る情報を元にした対策はすべて検討することが重要となる。関係者に周知しておくことで、事故が発生した場合の対応がスムーズとなることから、マニュアルを作成することは効果的である。また、対策として保険に加入することも有効である。

「スポーツと安全管理」

西脇 威夫氏 (リップル法律事務所 弁護士)

スポーツと安全について、スポーツを「する・みる・ささえる」の視点からお話しいただきました

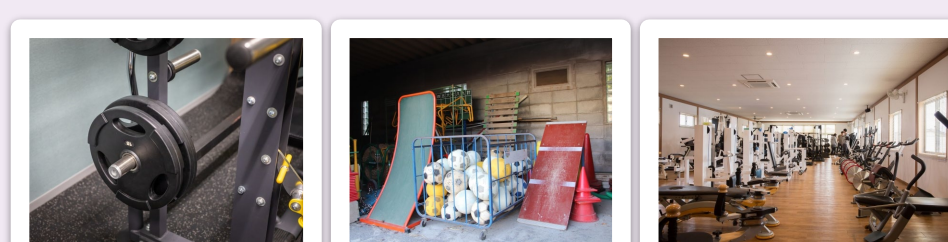
スポーツ法及び企業法務を中心に大手法律事務所勤務した後、独立。スポーツを中心とした業務を行う。「スポーツ事故対策マニュアル」(体育施設出版)執筆及び編集。第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会事務局長。



「指導者が知っておきたいスポーツ用具の安全管理」

1. 指導者・施設管理者の役割

指導者・施設管理者には以下の4つの役割がある。
・現状把握から安全対策方針(マニュアル)の決定及び浸透
・安全教育(正しい使い方と日常・定期点検含む)を徹底させることでの意識の向上
・迅速かつ適切な指示(不具合・故障時)
・点検状況からの修理・修繕計画や買替計画立案



2. スポーツ用具の安全管理

指導者・施設管理者には以下の4つの役割がある。
・点検の実施
…施設用具は法定点検の義務はないが、日常・定期・専門点検、専門メンテナンスは、安全のために不可欠である。①事故防止、②使用に不備がないか確認、③管理上の問題点を発見する、④修繕・買替計画を立てる等を目的として実施する必要がある。
・正しい知識の習得
…事故を防止するために、①ルールに合致したものを使う、②正しく使用する、③注意喚起表示を遵守することが重要である。①～③にあたっては、取扱説明書や保証書の確認、保管方法の確認、品質の確認(SGマークの付与等)が有効である。
・適切な買換え計画
…標準耐用年数や標準使用期間を基に、適切な買換え計画を立て、必要なタイミングで予算取り等を行っていき、計画に沿って買換えを行うことが重要である。

瀬戸口 祐剛氏 (セノー株式会社 開発本部 部長)

自治体や関連団体及び個人利用者が一体となったスポーツ施設・器具の安全管理についてお話しいただきました

総合スポーツ器具メーカーであるセノー株式会社営業本部にて、主に企画・マーケティング業務を行う。ミズノ/株式会社社出向を経て、本年度より現職。公益財団法人日本スポーツ施設協会 施設用具部会公認資格養成講師担当。

